

○邑南町太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱

平成24年6月27日

告示第68号

(目的)

第1条 この告示は、住宅用太陽光発電システム、太陽熱利用設備又は蓄電池設備(以下「システム等」という。)を設置する者に対し、その設置に要する費用の一部を補助することにより、環境にやさしい新エネルギーの普及を促進して環境保全と地球温暖化防止対策を推進することを目的とする。

(補助対象者等)

第2条 補助対象者及び補助対象設備の要件並びに補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金については、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、システム等の設置工事の着工前(システム等付き家屋の購入の場合にあっては、当該売買契約の締結前)に町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) システム等の仕様書(住宅用太陽光発電設備にあっては太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの定格出力合計が確認できる書類、太陽熱利用設備にあっては集熱パネルの面積が確認できる書類、蓄電池設備にあっては蓄電容量が確認できる書類)

(3) システム等の設置場所が確認できる書類及び現況写真

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、太陽光発電システム等設置事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第5条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請した補助事業等の内容について変更又は中止をする場合は、速やかに太陽光発電システム等設置事業変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、交付目的に反しない補助対象事業の計画の軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の計画変更をするとき、補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 前条の規定は、第1項の承認をした場合について準用する。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、太陽光発電システム等設置事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) システムの設置状況が確認できる書類及び写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第7条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、太陽光発電システム等設置事業補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、太陽光発電システム等設置事業補助金交付請求書(様式第6号)により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、法定耐用年数の期間内において、当該システム等を処分しようとするときは、あらかじめ太陽光発電システム等設置事業補助金処分承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の取り扱いについては、邑南町補助金等交付規則(平成16年邑南町規則第34号)による。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第30号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第32号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日告示第59号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第44号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第24号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第62号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第86号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。